

豊田厚生訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 愛知県厚生農業協同組合連合会が開設する豊田厚生訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、主治の医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 ステーションの看護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 豊田厚生訪問看護ステーション
- (2) 所在地 愛知県豊田市浄水町伊保原 5 0 0 - 1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1名（常勤職員兼務）
管理者は、ステーションの従事者の管理及び指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施 状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも指定訪問看護の提供にあたる。
- (2) 看護職員等 看護師 9名（常勤職員8名うち1名管理者兼務、非常勤1名）
理学療法士等 2名（常勤職員2名）
看護職員等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む）を作成し、事業の提供にあたる。理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による提供は、保健師又は看護師による訪問の回数を上回らない設定とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日と8月15日を除く。

- (2) 営業時間（平 日） 午前8：30から午後5：00まで
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問看護の内容）

第6条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等により清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の援助
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) 医療機器やカテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

（利用料等）

第7条 ステーションは、介護保険法、健康保険法の規程に基づく利用料を利用者から支払いを受けるものとする。

- 2 介護保険における通常の事業の実施地域以外で行う指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車等を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - (1) 訪問実施地域を越えた地点から、片道おおむね10km未満 550円（税込）
 - (2) 訪問実施地域を越えた地点から、片道おおむね10km以上 1km増 55円（税込）
- 3 医療保険においては、実施地域に関係なくその実費を徴収する。
 - (1) ステーションから片道おおむね10km未満 550円（税込）
 - (2) ステーションから片道おおむね10km以上 1km増 55円（税込）
- 4 医療保険における、保険対象外の自費料金については、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。
- 5 介護保険における通常の事業の実施地以外と医療保険の訪問時に有料駐車場を利用する場合は、その実費を徴収する。
- 6 死後処置料は15,000円（税込）とする。
- 7 当日連絡のないキャンセルは、予定の訪問看護料を徴収する。
- 8 利用料に係わる支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、豊田市・みよし市とする。

（緊急時における対応方法）

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適当な処置を行うこととする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 10 条 ステーションは虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) ステーションにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図ること。
- (2) ステーションにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) ステーションにおいて、看護師その他の従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 1 回）実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(地域への活動)

第 11 条 ステーションは、地域住民等に対する情報提供や相談、人材育成のための研修を実施している。

(その他運営についての留意事項)

第 12 条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修（採用後 1 ヶ月以内）
 - (2) 継続研修（年 3 回）
- 1 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 2 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は愛知県厚生農業協同組合連合会と豊田厚生訪問看護ステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 13 年 5 月 1 日から改正する。

平成 13 年 8 月 1 日改正

平成 14 年 4 月 1 日改正

平成 15 年 4 月 1 日改正

平成 15 年 7 月 1 日改正

平成 16 年 4 月 1 日改正

平成 17 年 4 月 1 日改正

平成 18 年 6 月 1 日改正

平成 20 年 1 月 1 日改正

平成 20 年 6 月 1 日改正

平成 21 年 4 月 1 日改正

平成 21 年 6 月 1 日改正

平成 22 年 4 月 1 日改正

平成 22 年 6 月 1 日改正

平成 23 年	5 月	1 日改正
平成 23 年	6 月	1 日改正
平成 23 年	9 月	1 日改正
平成 24 年	4 月	1 日改正
平成 25 年	8 月	1 日改正
平成 25 年	9 月	1 日改正
平成 26 年	4 月	1 日改正
平成 26 年 1	1 月	1 日改正
平成 27 年	1 月	1 日改正
平成 28 年	4 月	1 日改正
平成 29 年	4 月	1 日改正
平成 30 年	4 月	1 日改正
平成 30 年	6 月	1 日改正
令和 元年	5 月	1 日改正
令和 元年	6 月	1 日改正
令和 元年	7 月	1 日改正
令和 元年 1	0 月	1 日改正
令和 2 年	4 月	1 日改正
令和 2 年	5 月	1 日改正
令和 2 年	9 月	1 日改正
令和 2 年 1	2 月	1 日改正
令和 3 年	1 月	5 日改正
令和 3 年	4 月	1 日改正
令和 4 年	7 月	1 日改正
令和 5 年	4 月	1 日改正
令和 6 年	4 月	1 日改正
令和 7 年	6 月	1 日改正